

①

「令和6年度年の厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」における「生産活動」について「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度を「令和元年度」、前々年度を「平成30年度」、前々々年度を「平成29年度」に置き換えた実績で評価することも可能とする。」との考えが示されました。これは、令和2年から令和5年の間、生産活動に関し、新型コロナウイルス感染症の影響があった、との判断によるものと思います。

このことから、令和7年度においては、前年度を「令和6年度」、前々年度を「令和元年度」、前々々年度を「平成30年度」に置き換えた実績で評価する。令和8年度においては、前年度を「令和7年度」、前々年度を「令和6年度」、前々々年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価するという理解でよいでしょうか。この件はスコア点数に大きくかわることですので、是非とも質問いただきますよう、よろしくお願いいたします。

②

「A型スコア表」(Ⅱ) 生産活動について、昨年5月まで「新型コロナウイルス」感染拡大に係る規制がありました。来年度提出する本年度評価について本年度提出分と同様に「新型コロナウイルス」感染拡大以前の内容への差替えは配慮いただけるのでしょうか？

(①②への回答)

○ 令和7年度以降のコロナの影響に関する取扱いについては他の福祉サービスの対応をみながら、現在検討中である。

③

令和4年度 就労継続支援B型事業所 15,354 か所 A型 4,196 か所は厚労省としては適正な数字とお考えですか？ 適正・不適正どちらでもその理由を含めてお教えいただければと思います。

(回答)

○ 適正な事業所数については、各自治体の障害福祉計画によっているものであり、その地域におけるニーズ等に照らして、各自治体が検討するものと承知している。

④

令和元年 就労継続支援B型からの一般就労移行者 13.2% A型 25.1%です。単純に就労継続支援A型が増えれば一般就労する障がい者の方が増えると思いますがどのようにお考えかお教えてください。

(回答)

○ 一般就労移行者数については、各事業所や地域等によって差があるものであり、一概にA型事業所が増えることで、一般就労する障害者が増えるとは言えないと考える。また、利用者の希望や能力、適正等に合った就労系福祉サービスが選択されるべきであると考えており、いたずらにA型事業所を増やすことは考えていない。

⑤

グループ会社へ社員登用しては、半年でやめさせて他のグループ内のA型事業所の利用をさせてという事を繰り返し、就労移行支援体制加算を荒稼ぎしている会社がいるとの話をよく聞きます。状況は把握されていますか？また、対策はされないつもりですか？対策をされないなら当社でもしたいと考えていますが、よろしいでしょうか？

(回答)

○ 就労移行支援体制加算の本来の趣旨は、一般就労への送出しに取り組む体制を整えていることに対する評価であり、ご指摘の運用方法はその趣旨に反するもので、不適切な利用と考える。また、利用者の意思によらず退職を強要する行為は労働関係法令に抵触する可能性があるとの認識を持っていただきたい。

当該状況については国としても把握しており、今般の報酬改定において下記のとおり対策を行ったところであるが、引き続き各自治体と連携しながら事態を注視し、今後も必要に応じて対応する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

[001265404.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shokunin/001265404.pdf)

【新旧対照表】276 ページ

④ 就労移行支援体制加算の取扱いについて

(略)

また、過去3年間において、当該就労継続支援A型事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととする。

⑥

当社は就労継続支援A型で、一番上のスコアで就労移行支援体制加算2名の加算もありますが、就労継続支援A型の事業収益では赤字です。理由は、外部就労を含めて、しっかりと生産活動費をあげるには営業職や現場の管理者等が必要で人件費が高いためです。就労継続支援A型の年商が約1億円ですが、補助金等が無ければ赤字でした（ほとんど利益はありません）。B型は年商約5000万ですが、余裕をもって運営できる程度の黒字です。B型の利益をA型の運営にあてている状態です。A型の運営はかなり厳しいですが、訓練給付費の単価をもう少し上げる気はありませんか？

可能であれば質問お願い致します。

(回答)

○ A型職員の人件費に関する点は、職員との労働条件（給与設定）をどのようにしているのか、また、事業運営費等の状況による部分もあり、一概に回答できない。

○ 「B型の利益をA型の運営にあてている状態」では、詳細がわからないが、もし仮に下記のような内容であれば、不適切な運用となるため注意していただきたい。行政説明時に示した会計の運用ガイドライン等を活用する等により、正しい運用を行っていただきたい。

- ・ B型事業所の生産活動で得た収益をA型事業所の生産活動の収益とする
- ・ B型の基本報酬をA型の事業運営等に充てる

⑦

厚労省が現在社会保険の適用拡大を進めています。2024年10月から51人以上の事業所が対象になります。当社も事業拡大するうえで、大きな問題だと認識しています。厚労省は、今後も対象拡大するのか？生産活動費で利用者給与を賄うさいに、社会保険費は控除できないか？その他社会保険の適用拡大に就労継続支援A型を除外するなどの方法がないか？

(回答)

○ 今後の政策検討等における参考意見としたい。